
業 務 規 程

地方卸売市場上武生産市場

第1章 総則

(趣旨)

第1条 株式会社上武生産市場（以下「会社」という。）が開設する地方卸売市場（以下「市場」という。）の運営に関しては、この業務規程に定めるところによる。

(開設者の責務)

第2条 会社は、市場の業務の運営に関し、出荷者、買受人その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

第2章 市場関係事業者

(卸売業者)

第3条 市場において、卸売の業務は会社が行う。

(せり人)

第4条 卸売業者が市場において行う卸売のためのせり人は、会社がその卸売の業務に従事する社員の中から指名した者とする。

(買受人の承認)

第5条 会社から卸売を受けようとする者は、会社の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を会社に提出しなければならない。

- (1) 氏名、名称、商号、住所及び略歴
- (2) 法人の場合にあっては、資本又は出資の額並びに役員の氏名
- (3) 卸売を受けようとする買受見込高
- (4) 財産及び会計の状況
- (5) その他必要な事項

3 会社は、第1項の承認を受けようとする者が、卸売の相手方として必要な知識及び資力信用を有しない者であるときは、同項の承認をしないものとする。

(買受人の承認の取消し等)

第6条 会社は、前条第1項の契約を締結した者（以下「買受人」という。）卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 売買取引に関し不正の行為があったとき
- (2) 買受代金（買い受けた額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。）の支払いを怠ったとき。
- (3) 保管の費用（消費税及び地方消費税額を含む。）若しくは損失金の支払いを怠ったとき。
- (4) 正当な理由がなくて引き続き3か月以上買受けをしなかったとき。

（買受人保証金）

第7条 会社は、買受人から参拾万円を超えない範囲の額の保証金を預託させることができる。

（買受人章）

第8条 会社は、買受人に対し買受人章を交付するものとする。

2 買受人は、前項による買受人章を市場において常に着用しなければならない。

（名称変更等の届出）

第9条 買受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を会社に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所を変更したとき。
- (2) 買受人としての業務を廃止したとき。

2 買受人が死亡又は解散したときは、その相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を会社に届けなければならない。

（事業報告書の作成・閲覧）

第10条 会社は、事業年ごとに、卸売市場法施行細則（令和元年埼玉県規則第25号）様式第4号により事業報告書を当該事業年度経過後90日以内に作成しなければならない。

2 会社は、前項の事業報告書の作成を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 会社は、市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (1) 会社に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認めら得る者から閲覧の申出がなされた場合
- (2) 安定的な決済を確保する観点から会社の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申し出がなされた場合

第3章 売買取引及び決済の方法

（売買取引の原則）

第11条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

（売買取引の方法）

第12条 会社は、市場において行う卸売はせり売若しくは入札の方法又は相対取引によらなければならない。

2 会社は、販売方法の設定又は変更をしようとするときには、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第13条 会社は卸売の業務に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

（売買取引条件の公表）

第14条 卸売業者は、次に掲げる事項について、公表しなければならない。

- （1） 営業日及び営業時間
- （2） 取扱品目
- （3） 生鮮食品等の引渡しの方法
- （4） 委託手数料その他の生鮮食品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- （5） 生鮮食品等の卸売に係る販売代金の支払い期日及び支払い方法
- （6） 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

（受託契約約款）

第15条 会社は、卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、これを関係者に周知するものとする

（衛生上有害物品の売買禁止）

第16条 会社は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において販売し又は販売の目的をもって所持してはならない。

3 会社は、衛生上有害な物品の販売を差し止め、又は撤去することができる。

(卸売予定数量の公表)

第17条 会社は、市場において取り扱う生鮮食品等について、毎日の卸売予定数量並びに卸売業者の卸売の数量及び価格を公表するものとする。

2 前項の卸売予定数量の公表は、毎日の卸売が開始されるときまでに、卸売の数量及び価格の公表は、速やかに、それぞれ市場の見やすい場所に掲示して行うものとする。

3 会社は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等の種類ごとの交付額(第14条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る)を公表するものとする。

(仕切り及び支払い)

第18条 会社は、受託物品を卸売したときは、委託者に対してその卸売をした翌日(売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日)までに、当該卸売をした物品の品物、等級、単価(せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下同じ。)、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の消費税及び地方消費税に相当する金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品物、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の消費税及び地方消費税に相当する金額)、控除すべき次条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕切書を送付するとともに売買仕切金額を支払うものとする。

(委託手数料の率)

第19条 会社は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料は、卸売金額に取扱品目ごとも次に掲げる率を乗じて得た金額とする。ただし、当該市場における生鮮食品等の安定供給を図るため、開設者が必要と認めた場合においてこの率を超えない範囲で特約をもって定めたいときは、この限りではない。

野菜 100 分の 8.5

果実 100 分の 8.5

(売買仕切金の前渡し等)

第20条 会社は、出荷を誘引するために、出荷者に対し売買仕切金の前渡し、保証金の差入れ又は資金を貸し付けることができる。

（出荷奨励金の交付）

第21条 卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定供給の確保を図るため、当該卸売金額品目ごとに、次の交付率以内において、出荷者に対して出荷奨励金を交付します。

野菜 1000 分の 10

果実 1000 分の 10

（買受代金の支払義務）

第22条 買受人は会社から買い受けた日の翌週金曜日までに買受代金（買い受けた額にその消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。ただし、特約のある場合はこの限りではない。

2 前項ただし書の特約は、その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いとなるものであってはならない。

3 買受人は買受代金の残高が2千万円に達した時は超えた金額をただちに支払わなければならない

（完納奨励金の交付）

第23条 会社は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため買受人に対して完納奨励金を交付することができる。交付率については、別途定め、公表するものとする。

（決済の方法）

第24条 市場における売買取引の決済は、第18条から前条までに定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

第4章 管理

（物品の品質管理）

第25条 会社は、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理に関する方法として、次の各号に掲げる事項を別に定めなければならない。

- （1）施設の取扱品目
- （2）施設の設定温度と温度管理に関する事項
- （3）品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項
- （4）その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売の業務に従事する者、その他の市場関係者事業者は、前項に定める物品の品質管理に関する方法を従わなければならない。

（報告等）

第26条 会社は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めたときは、卸売の業務に従事する役職員及び取引参加者に対しその業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めたときは、卸売の業務に従事する役職員及び取引参加者に対しその業務又は会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を申し入れることができる。

（市場秩序の保持等）

第27条 取引参加者及び市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し又は公共の利益を害するような行為を行ってはならない。

2 第1項に掲げる行為の具体的事例は、次のとおりとする。

- （1）業務規程に基づき定めた規定に違反し、市場の秩序を乱し公共の利益を害する行為
- （2）暴行行為
- （3）傷害行為
- （4）酒乱行為
- （5）賭博行為
- （6）窃盗行為
- （7）風紀を乱す行為
- （8）施設物品を破壊する行為
- （9）開設者が定め、又は指示した清潔保持の事項に違反する行為
- （10）他人の暴力を故意に挑発する言動行為
- （11）法定伝染病等の汚染のおそれあるのを隠匿して入場する行為
- （12）その他前各号に準ずる程度の不都合の行為

- 3 会社は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めたときは、取引参加者及び入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。
- 4 会社は、次の制裁を行うことができる。
 - (1) 注意 将来を戒め注意する
 - (2) 譴責 始末書を取り将来を戒める
 - (3) 売買参加の停止 日限を定め売買参加を停止する
 - (4) 入場停止 日限を定め市場内入場を制限する
 - (5) 業務取引の停止 業務取引を停止する
- 5 取引参加者及び入場者は、第4項に掲げる制裁を受けこれに異議があるときは、会社に申し立てることができる。
- 6 会社は、前項の申し立てについて正当な理由があると認めるときは、再審議を行うものとする。
- 7 会社は、取引参加者及び入場者が第2項に掲げる行為により相手方に損害を与えたときは、その全部又は一部を賠償させることができる。
- 8 会社及び市場の利用者は、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効率的な推進を図るため相互に協力するよう努めなければならない。

(無許可営業の禁止)

第28条 会社が必要と認める者を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

(関係規定の制定)

第29条 この業務規程の実施に関して必要な事項は、会社が別に定める。

附則抄

この改正業務規程は、令和2年6月21日から実施する。